

○工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領

平成30年12月18日

要領第7号

〔沿革〕平成31年4月23日要領第6号（イ）

令和2年12月22日要領第9号（ロ）

第1 目的

この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続きを定めることを目的とする。

第2 対象となる工事及び建設コンサルタント業務等

- 1 本要領による苦情処理の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）は、以下のとおりとする。ただし、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えないもの及び建設コンサルタント業務等においては予定価格（消費税及び消費税相当額を含む。）が500万円を超えないものを除く。
 - 一 一般競争（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に付した工事及び建設コンサルタント業務等
 - 二 工事希望型競争入札方式によった工事
 - 三 標準プロポーザル方式によった建設コンサルタント業務等
 - 四 指名競争に付した工事及び建設コンサルタント業務等
 - 五 随意契約によった工事及び建設コンサルタント業務等
- 2 政府調達協定の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等並びに「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4の対象となる建設コンサルタント業務等については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第3 一次苦情申立て

- 1 競争参加資格がないと認めた理由等の通知

契約職（「契約規程」（平成17年規程第3号）第2条に規定する契約職をいう。以下同じ。）は、一般競争において、競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下同じ。）を提出した者のうち当該工事について競争参加資格がないと認めた者に対して、競争参加資格がないと認めた旨及び競争参加資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。

また、工事希望型競争入札方式において、技術資料を提出した者のうち当該工事について競争参加を認めなかった者に対して、競争参加を認めなかった旨及び競争参加を認めなかった理由を書面により通知するものとする。

さらに、標準プロポーザル方式において技術提案書を提出した者のうち当該建設コンサルタント業務等について特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

一 一般競争

イ 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認めた理由の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

ロ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約職に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

二 工事希望型競争入札方式

イ 技術資料を提出した者のうち、契約職による競争参加を認めなかった理由の通知を受理した者で、当該競争参加を認めなかった理由に対して不服がある者は、契約職に対して競争参加を認めなかった理由についての説明を求めることができる。

ロ 当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該工事の技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、契約職に対して技術資料の提出を求められなかった理由についての説明を求めることができる。

ハ 総合評価落札方式の場合にあつては、一口の規定を準用する。

三 標準プロポーザル方式

イ 技術提案書を提出した者のうち、契約職による非特定理由の通知を受理した者で、当該非特定理由に対して不服がある者は、契約職に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ロ 当該発注と同一の業種区分に登録がある有資格者のうち、当該建設コンサルタント業務等の技術提案書の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、契約職に対して技術提案書の提出を求められなかった理由について説明を求めることができる。

四 指名競争

イ 当該入札と同一の工事種別又は業種区分に登録がある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、契約職に対して非指名理由について説明を求めることができる。

ロ 総合評価落札方式の場合にあつては、一ロの規定を準用する。

五 随意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、契約職に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、書面により、契約職に対して行うことができるものとする。書面には、申立年月日、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。（様式自由）

一 第3の2一イに掲げる苦情にあつては、契約職が競争参加資格がないと認めた理由の通知の期限の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

二 第3の2二イに掲げる苦情にあつては、契約職が競争参加資格を認めなかった理由の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。また、第3の2二ロ及び第3の2四イに掲げる苦情にあつては、契約職が工事又は業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

三 第3の2三イに掲げる苦情にあつては、契約職が非特定理由の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内。また、第3のうち2三ロに掲げる苦情にあつては、契約職が業務の名称の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

四 第3の2一ロ、2二ハ及び2四ロに掲げる苦情にあつては、契約職が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

五 第3の2五に掲げる苦情にあつては、契約職が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

4 苦情の申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、契約職は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に様式第1（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、第3の2三イに掲げる苦情にあつては、苦情を申し

立てることができる最終日の翌日から起算して10日以内とする。また、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

5 苦情の申立ての却下

苦情の申立てがあった場合、契約職は、次に該当するものと認められるときは、様式第2によりその申立てを却下することができる。

- 一 第3の2に定める申立要件に該当しないこと。
- 二 申立期間が徒過していること。
- 三 所定の事項が記載されている書面による申立てが行われていないこと。
- 四 その他、客観的かつ明白に申し立ての適格を欠くと認められるもの。

6 苦情の申立てについての教示

苦情の申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象工事及び対象建設コンサルタント業務等に係るものに限る。

- 一 一般競争、工事希望型競争入札方式又は標準プロポーザル方式にあっては、発注説明書、技術資料の提出を求める際に送付する資料又は技術提案書の提出要請書（以下「発注説明書等」という。）に第3の2一イ、2二イ及び2三イに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- 二 一般競争、工事希望型競争入札方式又は指名競争であって総合評価落札方式を実施する場合は、発注説明書等に、第3の2一ロ、2二ハ及び2四ロに掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。
- 三 工事希望型競争入札方式、標準プロポーザル方式及び指名競争にあっては、第3の2二ロ、2三ロ及び2四イに掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。
- 四 随意契約にあっては、第3の2五に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示すること。

7 苦情処理手続についての明示

第3の1から4までに定める手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本要領における対象工事及び建設コンサルタント業務等に係るものに限る。

- 一 第3の2一イ、ロ、2二イ、ハ、2三イ及び2四ロに係る手続については、発注説明書等に記載すること。
- 二 第3の2二ロ、2三ロ、2四イ及び2五に係る手続については、閲覧による方法により掲示すること。

8 苦情処理結果の公表

契約職は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

9 苦情処理結果の報告

契約職は、第3の4の規定により苦情の申立てへの回答を行い、若しくは第3の5の規定により苦情の申立ての却下を行ったときは、様式第3により管理担当取締役に報告するものとする。

第4 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第3の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、管理担当取締役に対して、再苦情の申立てを行うことができるものとする。

2 再苦情申立ての方法

一 再苦情の申立ては、契約職から第3の4の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、様式第4（以下「再苦情申立書」という。）により管理担当取締役に対して行うことができるものとする。

二 再苦情の申立てがあった場合は、管理担当取締役は、「入札監視委員会設置要領」（平成16年要領第19号）により設置される入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

なお、再苦情の申し立ての審議に係る具体的な手続き等については、入札監視委員会によるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

管理担当取締役は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を様式第5により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、入札監視委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い管理担当取締役が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情申立ての却下

再苦情の申立てがあった場合、管理担当取締役は、次に該当するものと認められるときは、申立後7日（休日を含まない。）以内に専決により、様式第6によりその申立てを却下することができるものとする。

- 一 第4の1に定める申立要件に該当しないこと。
- 二 申立期間が徒過していること。
- 三 所定の事項が記載されている再苦情申立書による申立てが行われていないこと。
- 四 その他、客観的かつ明白に申し立ての適格を欠くと認められるもの。

5 再苦情申立てについての教示

第3の4の回答書に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 再苦情処理手続についての明示

第4の1から3までに係る手続については、第3の4の回答書に記載して明示するほか、第3の7の方法により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

管理担当取締役は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び第4の3の回答書を閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成30年12月18日から施行する。

附 則（イ）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（ロ）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(様式第1) (イ、ロ)

令和 年 月 日

苦情申立に対する回答書

住所

申立人

様

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで提出された「申立書」に対し、下記のとおり回答します。

記

1. 申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等
2. 申立てに対する回答
 - ※ 申立てが認められなかった場合にあつては、その旨及び理由を記載
 - ※ 申立てが認められた場合にあつては、その旨及びこれに伴い契約職が講じようとしている措置の概要を記載

本回答に不服がある場合は、令和 年 月 日までに「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」に定める様式第4により、管理担当取締役に対して再苦情申立をすることができる。この場合においては、本回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に提出されたい。

なお、この再苦情は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社入札監視委員会において審議することとする。

(様式第2) (イ、ロ)

令和 年 月 日

苦情申立却下書

住所

申立人

様

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで提出された「申立書」については、下記の理由により却下します。

記

1. 申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等
2. 申立ての却下の理由

本回答に不服がある場合は、令和 年 月 日までに「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」に定める様式第4により、管理担当取締役に対して再苦情申立をすることができる。この場合においては、本回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に提出されたい。

なお、この再苦情は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社入札監視委員会において審議することとする。

(様式第3)(イ)

令和 年 月 日

管理担当取締役 ○○ ○○ 殿

契約職 ○○ ○○
(公 印 省 略)

苦情処理について（報告）

申立ての対象となる工事 又は建設コンサルタント 業務等	
申立者	
申立ての趣旨及び理由	
申立てに対する回答若し しくは却下の理由	

上記の工事又は建設コンサルタント業務等について、令和 年 月 日付けで申立てに対して回答若しくは却下の通知を行ったので報告する。

(様式第4) (イ、ロ)

令和 年 月 日

再苦情申立書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理担当取締役 ○○ ○○殿

住所

申立人

令和 年 月 日付けの通知に対して、下記のとおり再苦情申立てをします。

記

1. 申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等
2. 申立ての趣旨及び理由

(様式第5) (イ、ロ)

令和 年 月 日

再苦情申立に対する回答書

住所

申立人

様

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理担当取締役 ○○ ○○

令和 年 月 日付けで提出された「再苦情申立書」に対し、下記のとおり回答します。

記

1. 申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等
2. 申立てに対する回答
 - ※ 申立てが認められなかった場合にあつては、その旨及び理由を記載
 - ※ 申立てが認められた場合にあつては、その旨及びこれに伴い管理担当取締役が講じようとしている措置の概要を記載

(様式第6) (イ、ロ)

令和 年 月 日

再苦情申立却下書

住所

申立人

様

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

管理担当取締役 ○○ ○○

令和 年 月 日付で提出された「再苦情申立書」については、下記の理由により却下します。

記

1. 申立ての対象となる工事又は建設コンサルタント業務等
2. 申立ての却下の理由